

## 職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例

## 1 改正の内容

減給処分により減額される上限額は、現に受ける給料の5分の1とする旨を定める。

## 2 新旧対照表（議案集 21 ページ）

職員の懲戒に関する条例（昭和34年7月文京区条例第25号）

改正後（案）	現行
<p>第一条及び第二条（略）</p> <p>（減給の効果）</p> <p>第三条 減給は、一日以上六月以下の範囲で、<u>その発令の日</u>に受ける給料（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の二第一項第一号に掲げる職員については、報酬（会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年九月文京区条例第五号）第十八条第一項に規定する諸手当相当報酬を除く。）<u>以下同じ。</u>）の額の五分の一以下を減ずるものとする。<u>この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の五分の一に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</u></p> <p>第四条から第六条まで（略）</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、令和五年四月一日から施行する。</u></p>	<p>第一条及び第二条（略）</p> <p>（減給の効果）</p> <p>第三条 減給は、一日以上六月以下の範囲で、<u>給料</u>（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の二第一項第一号に掲げる職員については、報酬（会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年九月文京区条例第五号）第十八条第一項に規定する諸手当相当報酬を除く。））の額の五分の一以下を減ずるものとする。</p> <p>第四条から第六条（略）</p>